**第五十・七条**　承認

1　締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国のそれぞれの基準の全部又は一部を適用する上で、また、4に規定する要件に従い、他の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を承認することができる。その承認は、措置の調和その他の方法によって行うことができるものとし、関係締約国との協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に与えることができる。

2　二以上の締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国のそれぞれの基準を適用する上で、資格要件、資格の審査に係る手続、免許に係る手続若しくは登録に係る手続の承認についての交渉を開始することができ、又は自国の関係する権限のある機関に対して当該交渉の開始を奨励することができる。

3　1に規定する協定又は取決めの当事国である締約国は、当該協定又は取決めが現行のものであるか将来のものであるかを問わず、利害関係を有する他の締約国が当該協定若しくは取決めへの自国の加入について交渉し、又はこれと同等の協定若しくは取決めについて交渉するための機会を十分に与える。締約国は、承認を一方的に与える場合には、他の締約国に対し、当該他の締約国の領域において得られた教育、経験、免許若しくは資格証明又は満たされた要件が承認されるべきであることを明らかにするための機会を十分に与える。

4　締約国は、サービス提供者に対して許可、免許又は資格証明を与えるための自国の基準を適用するに当たって国の間で差別する手段又はサービスの貿易に対する偽装した制限となることとなる態様で承認を与えてはならない。

5　締約国が、他の締約国又は非締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明を、当該締約国と当該他の締約国若しくは非締約国との間の協定若しくは取決めに基づいて又は一方的に承認する場合には、第五十・三条のいかなる規定も、当該締約国に対し、当該他の締約国以外の締約国において得られた教育若しくは経験、満たされた要件又は与えられた免許若しくは資格証明に承認を与えることを求めるものと解してはならない。

**第五十・八条**　独占及び排他的なサービス提供者

1　各締約国は、自国の領域内の独占的なサービス提供者が関連する市場において独占的なサービスを提供するに当たり、第五十・三条の規定及び特定の約束に基づく自国の義務に反する態様で活動しないことを確保する。

2　締約国の独占的なサービス提供者が自己の独占権の範囲外のサービスの提供（当該締約国の特定の約束に従うものに限る。）に当たって直接に又は提携する会社を通じて競争する場合には、当該締約国は、当該独占的なサービス提供者が自国の領域において当該特定の約束に反する態様で自己の独占的地位を濫用して活動することがないことを確保する。

3　締約国は、他の締約国の独占的なサービス提供者が1又は2の規定に反する態様で活動していると信ずるに足りる理由がある場合には、当該独占的なサービス提供者を設立し、維持し、又は許可する当該他の締約国に対し、関連業務に関する特定の情報の提供を要請することができる。

4　この条の規定は、排他的なサービス提供者の場合、すなわち、締約国が法令上又は事実上、(a)少数のサービス提供者を許可し、又は設立し、かつ、(b)自国の領域においてこれらのサービス提供者の間の競争を実質的に妨げる場合についても適用する。

**第五十・九条**　商慣習

1　全締約国は、サービス提供者の一定の商慣習（前条の規定に該当するものを除く。）が競争を抑制し、及びこれによりサービスの貿易を制限することがあることを認識する。

2　各締約国は、他の締約国の要請があった場合には、1に規定する商慣習を撤廃することを目的として協議を行う。要請を受けた締約国は、当該要請に対して十分かつ好意的な考慮を払うものとし、問題となっている事項に関連する秘密でない情報であって公に利用可能なものを提供することによって協力する。また、要請を受けた締約国は、自国の法律に従い、かつ、要請を行った締約国による情報の秘密の保護に関する適切な協定の締結を条件として、利用可能な他の情報を要請を行った締約国に提供する。

**第五十・十条**　セーフガード

1　全締約国は、セーフガード措置の問題について、無差別の原則に基づいて、サービス貿易一般協定第十条の規定に従って行われる多角的交渉に留意する。全締約国は、当該多角的交渉が終了した時は、当該多角的交渉の結果を組み込むためこの章の規定の適当な改正について討議することを目的として見直しを行う。

2　この章の規定に基づいて行われた約束の実施が1に規定する多角的交渉の終了までに締約国のサービスの分野に実質的な悪影響を及ぼす場合には、その影響を受けた締約国は、関係締約国に対して協議を要請することができる。要請を受けた締約国は、実質的な悪影響を及ぼした可能性があると自国が認める約束及び要請を行った締約国が当該悪影響を緩和する措置を採用する可能性に関し、要請を行った締約国との協議を行う。要請を行った締約国は、他の全ての締約国に対し、この2の規定に基づく協議を要請したことを通報する。

3　2の規定に従ってとる措置については、協議を行う締約国が相互に合意する。

4　協議を行う締約国は、他の全ての締約国に対し、協議の終了後、実行可能な限り速やかに、かつ、第五十・二十四条に規定するサービスの貿易に関する小委員会の次回の会合までに、その協議の結果を通報する。

**第五十・十一条**　支払及び資金の移転

1　締約国は、次条に規定する場合を除くほか、自国の特定の約束に関連する経常取引のための資金の国際的な移転及び支払に対して制限を課してはならない。

2　この章のいかなる規定も、国際通貨基金協定（以下「ＩＭＦ協定」という。）に適合する為替の利用を含め、ＩＭＦ協定に基づく国際通貨基金（以下「ＩＭＦ」という。）の加盟国としての全締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、締約国は、次条の規定に基づく場合又はＩＭＦの要請による場合を除くほか、資本取引に関する自国の特定の約束に反する制限を資本取引に対して課してはならない。

**第五十・十二条**　国際収支の擁護のための制限

1　締約国は、国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれがある場合には、特定の約束を行ったサービスの貿易に対する制限（当該特定の約束に関連する取引のための支払又は資金の移転に対するものを含む。）を課し、又は維持することができる。

2　1に規定する制限は、次の全ての要件を満たすものとする。

(a)　締約国間で差別しないものであること。

(b)　ＩＭＦ協定に適合するものであること。

(c)　他の締約国の商業上、経済上又は金融上の利益に対して不必要な損害を与えることを避けるものであること。

(d)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(e)　一時的なものであり、かつ、1に規定する状況が改善するに伴い漸進的に廃止されるものであること。

3　締約国は、1に規定する制限を決定するに当たって、自国の経済又は開発の計画にとって一層重要なサービスの提供を優先させることができる。ただし、特定のサービスの分野を保護するために当該制限を課してはならず、また、維持してはならない。

4　1の規定に基づいて課し、若しくは維持する制限又はその変更については、他の締約国に対して速やかに通報する。

5　締約国が1の規定に基づいて制限を課した場合において、当該締約国が課した制限に関する協議が世界貿易機関において行われていないときは、当該締約国は、要請があった場合には、自国が課した制限の見直しを行うため、要請を行った締約国と速やかに協議を開始する。